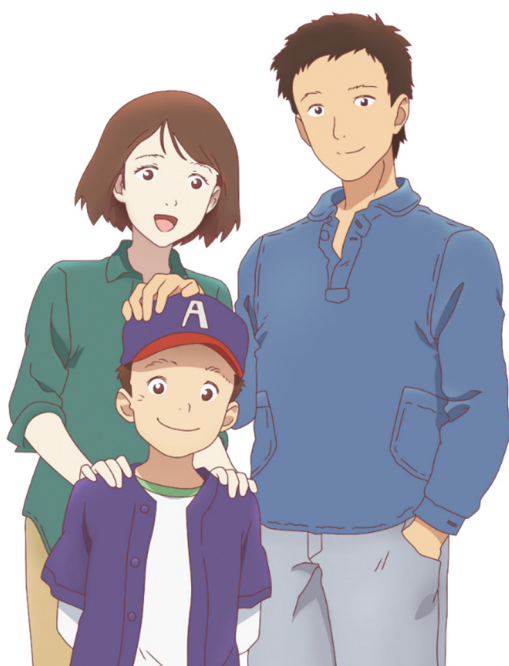


概要版

第2期相生市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

兵庫県相生市

計画策定にあたって

計画策定の趣旨

相生市（以下、「本市」という。）では、平成27年3月に、「相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念とし、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために、家庭のみならず社会のすべての構成員が協力して取り組む、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期相生市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

計画の性格と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。家庭における子育てを中心に地域、学校、団体、企業、行政等、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

また、「相生市総合計画」を上位計画と位置づけ、関連する個別計画との整合性を保ちつつ推進するものとします。

計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

計画の基本理念

すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、社会全体で取り組むべき課題であり、とりわけ、乳幼児期の重要性を踏まえ、発達に応じた適切な質の高い教育・保育や子育て支援を提供することが重要です。

本計画では、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指すため、「すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念として掲げます。子どもたちの豊かな心、人間性を育てるとともに、本市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、地域及び社会全体が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、ともに喜びを感じあうことができるよう、家庭のみならず社会のすべての構成員が協力して取り組みを進めます。



計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち	① 地域における切れ目ない 子育て支援の推進	(1) 育児相談、情報提供体制の充実 (2) 多様な子育て支援の充実 (3) 多様な保育サービスの充実 (4) 子育て支援ネットワークの推進
	② 仕事と子育てとの両立の推進	(1) 就労環境の整備 (2) 男女共同参画の推進
	③ 母親や乳幼児等の 健康確保と増進	(1) 母子保健対策の充実 (2) 思春期保健対策の整備 (3) 小児医療の整備
	④ 子どもにやさしい 環境整備の充実	(1) 生活環境の整備 (2) 子どもの安全・安心体制の整備
	⑤ 教育環境の整備と 健全育成の充実	(1) 未来の親の育成 (2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実 (3) 幼児教育の充実 (4) 健全育成の充実 (5) 家庭や地域の教育力の向上 (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	⑥ 支援を必要とする 子どもへの 取り組みの充実	(1) 児童虐待防止対策の整備 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障害のある子どもへの支援の充実 (4) 外国につながる子どもへの支援の充実 (5) 子どもの貧困対策の推進



施策の展開

基本目標1 地域における切れ目ない子育て支援の推進

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、子育てをめぐる環境は変化しています。また、出産後も就労の継続を希望する女性が増え、働き方が多様化しています。こうした状況の中、子育ての負担や不安が増大し、子育てに対するニーズが多様化しています。

子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、多様なニーズに対応するため、乳幼児期の学校教育・保育、地域における子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を推進します。

(1) 育児相談、情報提供体制の充実

(2) 多様な子育て支援の充実

(3) 多様な保育サービスの充実

(4) 子育て支援ネットワークの推進



基本目標2 仕事と子育てとの両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに就労形態の多様化も進んでいます。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

(1) 就労環境の整備

(2) 男女共同参画の推進



基本目標3 母親や乳幼児等の健康確保と増進

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つため、母親の健康確保や出産に伴う不安の解消が必要です。また、出産後も子どもの病気やけがは不安の原因となります。このため、子どもの事故や病気、予防に関する正しい理解が求められます。

思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した体系のもとに支援体制の充実を図ります。

子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実や生活習慣病を予防するため、幼少期からの食生活や生活習慣等、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

(1) 母子保健対策の充実

(2) 思春期保健対策の整備

(3) 小児医療の整備



基本目標4 子どもにやさしい環境整備の充実

子どもをはじめ地域のすべての人が安全に、かつ安心して外出し様々な活動に参加できることは、子どもが安心してのびのび遊べるとともに、ゆとりをもって子どもを産み育てるために必要です。

子どもや妊産婦をはじめ、地域のすべての人が安心して外出や活動ができるよう道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取り組みを進めます。

(1) 生活環境の整備

(2) 子どもの安全・安心体制の整備

基本目標5 教育環境の整備と健全育成の充実

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、そのための基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、基本的倫理観、社会的なマナー等の「生きる力」の資質や能力を育成するため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境の整備を推進します。

また、家庭の教育力を高めるため、親として学習する機会の提供に努めます。

(1) 未来の親の育成

(2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実

(3) 幼児教育の充実

(4) 健全育成の充実

(5) 家庭や地域の教育力の向上

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

障害のある子どもや虐待等によりケアを必要とする子ども、外国につながる子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組めます。

(1) 児童虐待防止対策の整備

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

(4) 外国につながる子どもへの支援の充実

(5) 子どもの貧困対策の推進



教育・保育の需要量と提供体制の確保方策

教育・保育提供区域

本市では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育提供区域は、市域全体を1区域として設定し、教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保していきます。

教育・保育施設等の需要量と確保の内容

■ 1号認定・2号認定（量の見込み）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	人	462	481	467	465	435
2号認定（保育）		235	245	238	237	221

注：「1号認定」は2号認定の学校教育の利用希望者を含む

■ 3号認定（量の見込み）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定（0歳）	人	40	39	38	37	36
3号認定（1・2歳）		152	140	143	139	136

○幼稚園及び認定こども園（保育の必要がない子ども）

1号認定は、既存の幼稚園6施設、認定こども園（幼稚園部分）2施設で提供体制を確保します。

○認定こども園（保育の必要がある子ども）及び保育所

2号認定は、既存の保育所4施設、認定こども園（保育所部分）2施設で提供体制を確保します。

3号認定は、既存の保育所7施設、認定こども園（保育所部分）2施設で提供体制を確保します。

■ 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっており、その際の認定の区分は下記のとおりとなります。

認定区分	内容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
2号（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

地域子ども・子育て支援事業の確保の内容

利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。窓口子育て支援コーディネーターを配置します。

延長保育事業

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。保育所等7施設で提供体制を確保します。

放課後児童健全育成事業 (学童保育)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。小学校施設において利用定員を増員し、提供体制を確保します。

子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを保護する事業です。実施施設で受け入れ可能な提供体制を確保します。

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。訪問数は100%を想定し、提供体制を確保します。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行う事業です。養育支援の必要な家庭への訪問数は100%を想定し、提供体制を確保します。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。ひろば型1箇所を実施します。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主に昼間、保育所・幼稚園・認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。既存の保育所・幼稚園・認定こども園において提供体制を確保します。

病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。既存の保育所1施設において提供体制を確保します。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との登録制による相互援助活動を行う事業です。学童保育の送迎等で一定利用もあるため、援助事業として継続します。

妊婦健康診査 (妊婦健康診査費補助事業)

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。妊婦健康診査の受診率100%を想定し、提供体制を確保します。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国が定める要綱に基づき、助成を実施します。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営等を促進するための事業です。新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

1

新婚世帯家賃
補助金交付事業

家賃を毎月1万円
補助します！

2

住宅取得
奨励金交付事業

家を新築された世帯に
奨励金！

3

妊婦健康診査
補助事業

妊婦さんが受診する
健康診査にかかる
費用を助成！

4

出産祝金支給事業

お子様のご誕生に
お祝い金！

5

乳幼児等・こども医療費
助成事業

15歳までの医療費が
無料！



子育て応援都市のまち、相生

あいおいが暮らしやすい11の鍵

相生市では「子育て応援都市」宣言をし、子育てしやすい環境を整え
人口減少対策や定住促進を推し進めています！

6

子育て応援券交付事業

“子育て応援チケット”
プレゼント！

詳しくはこちらから



9

給食費無料化事業

幼・小・中学校の給食費は
完全無料！

7

3歳児保育事業

市立幼稚園全園で
3歳児保育を実施！

8

市立幼稚園
預かり保育事業

4歳・5歳児の
“あずかり保育”
やっています！



10

相生っ子学び塾事業

現代版の寺子屋

11

ワンピース・
イングリッシュ事業

充実した英語教育！

第2期相生市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：兵庫県相生市

〒678-8585 兵庫県相生市旭1丁目1-3

TEL：0791-22-7175 FAX：0791-23-4596

編集：相生市 健康福祉部 子育て元気課